

隠岐広域連合介護保険要支援・要介護認定審査判定に係る資料の情報提供に関する要綱

平成20年6月1日

隠岐広域連合告示第10号

(目的)

第1条 この要綱は、隠岐広域連合介護保険要支援・要介護認定審査判定に係る資料の情報提供に関し必要な事項を定めることにより、被保険者等に対する情報提供の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において情報提供とは、要支援・要介護認定審査判定に係る次の各号に掲げる資料について閲覧に供し、又は写しを交付することをいう。

- (1) 認定調査票
- (2) 主治医意見書
- (3) 介護認定審査会資料の一次判定結果

(申請ができる者)

第3条 要支援・要介護認定審査判定に係る資料(以下「資料」という。)の情報提供を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 要支援・要介護審査判定を受けた本人(以下「本人」という。)
- (2) 3親等以内の親族
- (3) 本人と居宅介護支援の提供に係る契約を締結している居宅介護支援事業者
- (4) 本人と介護保険サービスの提供に係る契約を締結している介護保険サービス提供事業者
- (5) その他隠岐広域連合長(以下「広域連合長」という。)が適当と認める者

(申請者)

第4条 情報提供の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、要介護認定審査判定に係る資料の情報提供申請書(以下「申請書」という。)を連合長に提出しなければならない。

(情報提供の制限)

第5条 第3条第2号から第5号に規定する者には、本人の同意がある資料を情報提供する。

- 2 主治医意見書は、主治医の同意があるものについて情報提供する。

(情報提供の方法)

第6条 情報の提供は、閲覧又は写しの交付の方法により行なうものとする。

- 2 写しの交付を郵送で受けたい申請者は、申請時に返信用封筒に切手を貼って提出しなければならない。
- 3 広域連合長は、申請のあった資料に、情報提供できないものがあるときは、その旨を申請者

に回答するものとする。

(遵守事項)

第7条 個人情報の提供を受けた者は、当該個人情報の取扱いについて、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 介護保険サービスを提供する目的以外に使用しないこと。
- (2) 個人情報の内容を他に漏らさないこと。
- (3) 個人情報の複写及び複製を行わないこと。
- (4) 提供を受けた個人情報を適正かつ厳重に管理し、第三者に個人情報を取り扱わせないこと。
- (5) 個人情報を保有する必要がなくなったときは、当該個人情報が漏えいしない確実な方法で破棄すること。
- (6) 個人情報の取扱いに関して事故が発生した場合は、速やかに広域連合長に報告すること。

(例外規定)

第8条 隠岐島内に所在する居宅介護支援事業所については、隠岐広域連合地域包括事務システムの情報開示機能(以下「情報開示システム」という。)を活用して情報提供の申請をすることができるものとする。

- 2 前項の規定により申請のあったものについては、情報開示システムを活用して、情報の提供を行なうものとする。
- 3 情報開示システムを活用する事業所は、別紙の情報開示システム使用申請書を広域連合長へ提出しなければならない。

(その他)

第9条 主治医による認定情報の提供に対する申請は、主治医意見書への記載で足りることとする。

- 2 主治医への情報提供は、申請のあった月の翌月の25日に文書にて提供する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

情報開示システム使用申請書

隠岐広域連合長 様

使用申請者

住 所

事業所名

連絡先

印

居宅（介護予防）サービス計画・施設サービス計画・その他各種サービスの提供に係る計画等を作成するために必要な、要介護・要支援認定に係る情報の提供を受けたいので情報開示システムの使用を申請します。

なお、情報の提供を受けるにあたっては、「隠岐広域連合介護保険要支援・要介護認定審査判定に係る資料の情報提供に関する要綱」に基づき、適切に取扱うことを誓約します。